香取市

香取市放課後児童クラブ・山田児童館運営業務委託仕様書（案）

香取市が設置する放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）・山田児童館及び地域子育て支援センター「にこにこ」（以下「児童館」という。）の運営業務を委託するための仕様について、次のとおり定める。

Ⅰ　共通事項

１　委託業務名　香取市放課後児童クラブ・山田児童館運営業務委託

２　事業の実施場所　香取市が設置する別紙１「施設一覧」のとおり

３　履行期間及び準備期間

（１）履行期間

令和８年４月１日から令和11年３月31日までの期間とする。

（２）準備期間

受注者は契約締結日の翌日から令和８年３月31日までの期間を準備期間とし、備品や施設等の確認、職員の確保や指揮命令系統の確立、発注者から業務引継ぎ等を受けるものとする。なお、当該準備期間に関する経費は、受注者が負担することとする。

４　委託料

本業務の委託料は、　　千円とし、各年度の委託料は次のとおりとする。

令和８年度	千円
令和９年度	千円
令和10年度	千円

５　委託料の支払い

（１）委託料の支払いは月ごとに支払うものとし、１月あたりの委託料は各年度の委託料に12分の１を乗じて得た額を受注者からの請求により支払うものとする。なお、分割した際に端数が生じた場合は、各年度の最終月で調整することとする。

（２）発注者は、請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

６　運営に関する基本的事項

（１）事業の目的を十分理解し運営を行うこと。

（２）利用者への人権の配慮、人格を尊重して運営を行うこと。

（３）利用者の平等な利用を確保し、公平な運営を行うこと。

（４）発注者、学校、地域との連携を図り、適切な運営を行うこと。

（５）個人情報の保護（香取市個人情報保護条例、守秘義務を遵守すること。）

（６）効率的な運営を行い、経費の節減を図ること。

（７）よりよい職場環境づくりの構築に努め、職員の定着を図ること。

7　統括責任者の配置

（1） 受注者は、統括責任者を１人配置すること。

（2） 統括責任者は、児童福祉法第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業、児童福祉法第７条に規定する児童福祉施設、学校教育法第２条に規定する幼稚園及び小学校のいずれかの事業に３年以上の従事経験のある者（令和８年３月31日までに３年を経過することを予定している者を含む。）、及び放課後児童支援員認定資格研修を修了した者とすること（令和８年３月31日までに放課後児童支援員認定資格研修を修了することを予定している者を含む。）。

（3） 統括責任者は、児童クラブと児童館の円滑な運営と管理のため、順次巡回し指導にあたること。

（4） 統括責任者は、福祉健康部子育て支援課（以下「子育て支援課」という。）との連絡調整を行うこと。

（5） 統括責任者は、事業の運営にあたって問題が発生した場合には、子育て支援課に連絡すること。

（6） 統括責任者は、防火管理者の資格保有者とすること（令和８年３月31日までに資格を取得することを予定している者を含む。）。

（7） 統括責任者は必要に応じて、地域及び関係団体等の会議に出席し、利用児童だけでなく、保護者、地域の意見要望を聞き協力すること。

（8） 統括責任者は、必要に応じて要保護児童対策地域協議会に出席すること。

8　各種報告

受注者は、次に掲げるものを電子データ及び紙媒体で発注者に提出し報告すること。なお、報告書の提出に際しては、毎月定例会議を開催し報告すること。

（1） 月次報告　業務完了月の翌月10日まで

① 勤務状況報告書
② 児童クラブ児童出席者名簿
③ 児童クラブ支援日誌
④ 児童館業務日誌
⑤ 児童館来館者数
⑥ 児童館行事開催予定（報告月の翌月開催分）

（2） 年次計画書　各年度の事業開始の30日前まで

① 年度収支予算書
② 年度事業計画書（事業計画の内容を変更した場合も速やかに提出すること）
③ 実施体系図及び職員名簿（人事異動等により変更が生じた場合にも提出すること）
④ 安全計画及び緊急時対応マニュアル

（3） 年次報告　各年度の事業終了後の翌月10日まで

① 実績報告書
② 収支決算書

（４） 随時報告

① 事故報告書　電話連絡の上、事故のあった当日、遅くても翌日まで

② 避難訓練及び不審者対応訓練報告書　訓練終了後速やかに

③ 契約書に定める報告

④ その他発注者から依頼する調査等に協力すること

９　事業の実施場所の変更等

本業務の履行期間中に、施設整備等により別紙１に定める施設に変更が生じる場合は、発注者はあらかじめ変更となる業務について受注者に報告することとし、受注者は効率的な運営方法について提案し、契約の変更について受注者と協議を行うこと。

１０　防犯・防災対策

児童の安全を確保するため、次の防犯・防災対策を実施すること。

（１） 安全計画及び緊急時対応マニュアルを作成し、発注者に提出すること。

（２） 受注者は、統括責任者と現場職員間の連絡体制を整備し、緊急連絡先・連絡方法等を事前に発注者へ届けること。

（３） 地震や火災等の災害に備え、避難経路や最寄りの避難所・避難場所を確認しておくとともに、年２回以上、避難訓練を実施すること。

（４） 地震や火災等の災害が発生した場合は、来館者及び職員の安全を確保し、必要に応じて来館者の避難誘導を行うこと。

（５） 不審者の侵入を防ぐとともに、年２回以上、不審者対応訓練を実施し、異常があった場合は適切に対応できるようにしておくこと。

（６） 台風などあらかじめ災害を予見しうる場合は、事前に気象情報や災害に係る情報を収集すること。なお、警報発令時は、児童クラブについては別紙２「警報発令時の対応について」に記載のとおり対応し、保護者へ速やかに連絡するとともに、児童の安全の確保に努めること。また、発注者に事前に報告すること。

（７） 事件・事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、統括責任者へ連絡し、適切な対応をとること。また、発注者に対しても第一報を電話連絡する等、速やかに状況報告すること。

（８） 事件・事故・災害等での対応処理結果、発生要因、今後の対応方針については、事故報告書にまとめ、後日、発注者へ提出すること。

１１　施設及び備品等の管理

（１）建物及び建築設備等が有する機能及び性能等を保つとともに、故障、不具合等については、速やかに状況を把握し発注者に報告すること。

（２）業務に必要な什器備品等は、配置されているものを物を使用し、継承すること。また、業務に必要な備品の購入については、発注者と協議すること。

（３）施設（床、壁、天井、設備、固定家具等）及び備品の修繕については、発注者と協議すること。

（４）業務に伴う消耗品は、受注者の負担とする。
（５）故意もしくは重過失による破損、汚損等による修繕は、原則原因者負担とする。原因者が不明の場合については、発注者と協議の上、修繕等を実施する。

１２　保険の付保
（１）受注者は、自らの責任及び費用負担において、本業務期間中、業務遂行に伴う法律上の損害及び賠償に関する保険に加入しなければならない。
（２）受注者は、保険契約が締結されたときは、その保険証券の写しを遅延なく発注者に提示し、かつ発注者の承諾なく保険契約及び保険金額その他の条件の変更若しくは解約をし、又は保険契約者に同様の変更若しくは解約をさせてはならない。

１３　利用者からの苦情等への対応
（１）利用者からの苦情、要望等については、原則として受注者で対応するものとし、発注者へ対応報告を行うこと。
（２）利用者同士のトラブルについては、状況を十分調査し発注者へ報告すること。

１４　その他
（１） 受注者は、運営上の事務処理、児童数の把握、施設の維持管理等、日常の諸課題等について発注者と適宜協議を行い、運営にあたること。
（２） 受注者は開所日及び開所時間外に施設等（別紙１）を使用するときは、発注者と協議すること。
（３） 受注者は、運営業務について、発注者の指示に速やかに対応すること。
（４） 契約終了までに受注者は、次期受注者に対して発注者の指定する方法により業務の引継を行うこと。引継にあたっては、各施設利用児童及び保護者に不安感、混乱を与えないよう十分留意すること。
（５） この仕様に定めがない事項については、発注者と受注者が別途協議により決定するものとする。
（６） 業務内容その他この契約により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
（７） 業務履行にあたり、香取市個人情報保護法施行条例（令和4年11月16日条例第20号）に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。
（８） 発注者が本業務に係るデータ等の提供を求めた場合、受注者はこれに応じて協力すること。

Ⅱ　業務別委託業務内容

○放課後児童クラブ

1　開所時間及び休業日

（1） 開所時間

通常保育

① 学校の授業日　授業終了から午後６時まで
② 土曜日　　午前８時から午後６時まで
③ 学校の休業日　午前８時から午後６時まで

延長保育　午後６時から午後６時30分まで

早朝保育　長期休業日の午前７時30分から午前８時まで

（2） 休業日

① 日曜日
② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日
③ 12月29日から翌年の１月３日までの日
④ 発注者が特に必要があると認める日

（3） その他特記事項

① 感染症等による「学級閉鎖」「学年閉鎖」「学校休校」の場合は、当該クラスの児童は、症状の有無に関わらず利用はできない。
② 自然災害時の開所、閉所について
学校の授業日は、別紙２「警報発令時の対応について（学校の授業日）」に記載されている対応とする。その他の場合は、受注者が随時対応を行うものとする。

2　運営条件

（1） 対象児童

市内の小学校に就学していて、次のいずれかに該当する児童。ただし、障害児等、特別な配慮が必要な児童については、発注者と協議して決定するものとする。

① 両親の就労及びこれに準ずる家庭で、家庭での保育を受けることができない児童
② 昼間、保護者が不在で家庭での保育を受けることができない児童
③ 家庭に疾病者がおり、家庭での保育を受けることができない児童
④ その他、発注者が必要と認める児童

3　委託業務の範囲

本契約における委託業務の範囲、業務分担及び費用区分は「放課後児童クラブ業務分担区分等一覧」（別紙３）によるものとし、その詳細については次のとおりとする。また、各業務のリスク分担は業務分担に準ずる。

（1） 運営関係

① 利用児童の健康管理、安全確保、生活指導、遊び等の指導、情緒の安定を図る指

導を行うこと。
② 児童来室前の準備及び児童が来室してから帰宅するまでの保護育成を行うこと。
③ 児童の出欠席等の把握、支援日誌等の作成を行うこと。なお、受注者は入退室管理システムを設置し、児童の入退室を保護者に自動で通知する等の入退室管理を行うものとする。
④ 入退所等に係る事務（入所案内、申請書等の印刷、配布、受付、確認、当初入所申請データ入力等）を行うこと。なお、データ入力等は発注者が指定する場所において、入所申請内容を発注者の電算システムへ入力すること。
⑤ 発注者が指定する様式により児童一覧表、支援日誌、児童出席者名簿等の管理、作成及び報告を行うこと。
⑥ 各小学校から下校時刻表の受取及び送迎時刻表の作成、調整を行うこと。
⑦ 送迎業務について、送迎バスに乗車する児童の欠席連絡、児童の引き渡し、開所及び閉所の変更連絡を行うこと。
⑧ 児童クラブだより（月１回程度）、保護者への通知等の作成、発行を行うこと。
⑨ おやつの提供（発注、購入等）を行うこと。なお、おやつの提供に際しては、提供方法及びアレルギー食、宗教食、品質管理等について十分配慮すること。
⑩ 季節行事等を含む各種行事及び合同行事を実施すること。
⑪ 事故やケガ等の防止対策（安全計画・マニュアルの策定、訓練又は研修）を行うこと。
⑫ 事故やケガ等の報告及び関連事務を行うこと。
⑬ 障害のある児童等の面談を行うこと。
⑭ 児童虐待について、早期発見に努め、虐待が疑われる場合は発注者へ報告し、必要により関係機関と連携し対応を図ること。
⑮ 長期休業日の弁当注文について、全児童クラブを対象とした弁当注文サービスを実施すること。なお、香取市内の業者を優先すること。
⑯ 保育料の収納について、収納方法はスマートフォン等電子機器を使用した決済サービス、コンビニ支払等による保護者の利便性を考慮した方法を受注者の提案により行うこと。なお、収納方法に係る手数料等については受注者負担とする。
⑰ 放課後子ども教室について、放課後子ども教室実施検討にあたっての情報提供、実施にあたっての連携、協力体制をとること。
⑱ その他、運営を行う上で必要な事務を行うこと。

（２） 施設関係
① 施設及び設備、備品などの点検を定期的に行い、品質を確保すること。
② 火災、盗難その他事故の発生を防止すること。
③ 日常的に施設内及び周辺の美化並びに清掃及び除草、ゴミの廃棄及び害虫駆除を行うこと。
④ 事業等の実施に当たり、施設、設備等に破損、汚損等を与えないようにし、実施後は現状復帰すること。
⑤ 入退所時には施錠及び機械警備を実施するとともに、鍵の管理を徹底すること。
⑥ 環境に配慮し省資源、省エネルギーを心掛けるとともに、敷地周辺の環境保全に努めること。

5　遵守事項

児童クラブの運営にあたっては、本仕様書に定めるほか、子ども・子育て関係法令及び次の関係基準等を遵守すること。なお、本業務期間中に法令の改正、又は関係通知等があった場合はそれに準ずることとし、その対応方針及び対応時期について、必要に応じて発注者と協議すること。

（１） 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について（雇児発第 0530 号第１号）

（２） 放課後児童クラブ運営指針（雇児発第 0331 号第 34 号）

（３） 香取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年９月 30 日条例第 18 号。以下「条例」という。）

（４） 香取市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成 18 年３月 27 日条例第 114 号）

（５） 香取市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年３月 27 日規則第 71 号）

6　職員について

（１） 受注者は､各児童クラブに放課後児童支援員(放課後児童支援員認定資格研修修了者。以下「支援員」という。）を３人配置すること。ただし、入所児童数が25人以下の場合は２人配置も可とする。なお、支援員１人を除き、補助員（支援員が行う支援について支援員を補助する者。放課後児童支援員認定資格研修未修了者。）とすることができるものとする。

（２） 支援員のうち１人を業務遂行上の責任者として、主任支援員を定めること。

（３） 受注者は、支援員等の専門性の向上を目指した研修を実施すること。また、発注者が指定する研修に参加する機会を確保すること。

（４） 受注者は、特別な配慮が必要と認められる児童等を受け入れる場合は、利用児童の心身の状況に応じて、支援員等を新たに配置するよう努めること。ただし、支援員等を新たに配置することに伴う経費は受注者の負担とする。

（５） 受注者が、国の定める子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき、支援員や補助員等の職員の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を３％程度（月額 9,000 円相当）引き上げるための措置を実施する場合は、発注者は受注者に香取市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付要綱（平成28年２月１日告示第30号）に基づく、放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)補助金を予算の範囲内で交付する。

香取市

○児童館

１　開館時間及び休館日

児童館の開館時間及び休館日は次のとおりとする。ただし、特別の事由があるときは、発注者と協議のうえ変更することができる。

（１）開館時間

①　山田児童館の開館時間は、火曜日から日曜日の午前９時から午後５時までとする。

②　地域子育て支援センター「にこにこ」の開設時間は、火曜日から金曜日の午前９時から正午までとする。

（２）休館日

①　山田児童館の休館日は次のとおりとする

・月曜日

・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日の翌日

・12月28日から翌年の１月４日までの日とする。ただし、12月28日及び１月４日が日曜日に当たるときは、12月27日から１月５日までとする。

②　地域子育て支援センター「にこにこ」の休館日は次のとおりとする

・月曜日、土曜日、日曜日

・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日の翌日

・12月28日から翌年の１月４日までの日とする。ただし、12月28日及び１月４日が日曜日に当たるときは、12月27日から１月５日までとする。

２　利用者の範囲

（１）　山田児童館

①　18歳未満の者。ただし、小学校就学前の者については、付添人を付けなければならない。

②　児童館の健全なる育成に関係ある団体

③　その他、発注者が特に認めた者

（２）　地域子育て支援センター「にこにこ」

①　妊婦・就学前の児童及びその保護者。ただし、就学前の者については付添人を付けなければならない。

②　その他、発注者が特に認めた者

３　委託業務の範囲

本契約における委託業務の範囲、業務分担及び費用区分は「児童館業務分担区分等一覧」（別紙４）によるものとし、その詳細については次のとおりとする。また、各業務のリスク分担は業務分担に準ずる。

（１）　運営関係

①　公の施設であることを自覚し、来館者が快適に施設を利用できるよう適正な運営、サービスの提供に努めることとし、「香取市児童館の設置及び管理に関する

条例」に基づく管理を行うほか、別紙５及び別紙６に記載の業務を行うこと。

② 児童の発達段階や運動能力、興味、関心等に配慮し対応すること。

③ 地域子育て支援センター「にこにこ」は、重層的支援体制整備事業実施要綱　別記２の４　地域子育て支援拠点事業実施要領４（３）に基づく児童館との連携型施設として運営することとし、利用者の利便性を考慮し、施設相互の連携を図ること。

④ 各教室、イベント等は常に来館者のニーズを把握し、時代に即した事業を提案し、発注者と協議のうえ実施すること。

⑤ 職員のスキルアップのための講座参加、資格取得の支援を行うこと。また、香取市が加盟している千葉県児童館連絡協議会が実施する講習会等を積極的に活用すること

⑥ 各教室等に係る参加費用は、材料費等の実費弁償相当額のみ徴収し、それ以外の費用は参加者に負担させないこと。

⑦ 児童館が最大限有効活用されるよう利用促進に努めるとともに、毎年来館する子どもと保護者に対し意見聴取を行うほか、意見の反映状況等をフィードバックする機会を設けること。

⑧ 香取市ＷＥＢサイトや広報かとり等を活用するほか、毎月児童館のイベント内容を周知するチラシ等を発行し、積極的に事業のPRや情報提供を行うこと。

⑨ 小中高大学生及び地域ボランティアの日常的な受入・育成を行い、関係人口創出に取組むこと。

⑩ 施設内外での来館者の安全に配慮し、事故防止に努めること。

⑪ 市内の保育所（園）や学校、地域子育て支援センター等と連携を図り、市の福祉向上に努めること。

⑫ 地域組織、団体、住民等と連携を図り、地域に根差す運営に努めること。

（２） 施設関係

① 施設及び設備、備品などの点検を定期的に行い、品質を確保すること。

② 屋内及び屋外遊具を適正に管理するとともに、事故や怪我につながる破損は未然に把握し、速やかに使用の中止措置等を行うこと。

③ 日常的に施設内外における軽微な清掃、害虫駆除、除雪等を行うこと。

④ 児童館敷地及びその周辺範囲（約2,600㎡）の除草は、年3回以上実施するものとし、児童館の運営及び子どもたちの外遊びに必要な範囲の環境維持のため集草、処分を行うこと。

⑤ 事業等の実施に当たり、施設、設備等に破損、汚損等を与えないようにし、実施後は現状復帰すること。

⑥ 入退館時には施錠及び機械警備を実施するとともに、鍵の管理を徹底すること。

⑦ 環境に配慮し省資源、省エネルギーを心掛けるとともに、敷地周辺の環境保全に努めること。

４　遵守事項

児童館の運営にあたっては、本仕様書に定めるほか、子ども・子育て関係法令及び次の関係基準等を遵守すること。なお、本業務期間中に法令の改正、又は関係通知等があ

った場合はそれに準ずることとし、その対応方針及び対応時期について、必要に応じて発注者と協議すること。

（１）山田児童館

① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）
② 香取市児童館の設置及び管理に関する条例（平成 18 年３月 27 日条例 119 条）
③ 香取市児童館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年３月 27 日規則第 78 号）
④ 児童館の設置運営について（平成 24 年５月 15 日厚生労働省発雇児 0515 第５号）
⑤ 児童館ガイドライン（令和６年 12 月３日こ成環第 301 号）

（２）地域子育て支援センター「にこにこ」

① 重層的支援体制整備事業の実施について（令和７年３月７日社援発 0307 第 12 号、障発 0307 第２号、老発 0307 第３号、こ成環第 78 号、こ支虐第 44 号）
② 香取市地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成 28 年３月 30 日告示第 87 号）

５　職員について

（１） 山田児童館

① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する「児童の遊びを指導する者」（以下「児童厚生員」という。）を常時２人以上配置すること。
② 児童厚生員のうち１人を、業務遂行上の児童館運営責任者（地域子育て支援センター兼務）と定め、防火管理者として選任すること
③ 児童館運営責任者は必要に応じて、地域及び関係団体等の会議に出席し、利用児童だけでなく、保護者、地域の意見要望を聞き協力すること。
④ 職員は地域子育て支援センターの業務をバックアップすること。
⑤ 事業等にて増員が必要な場合は、業務に支障のない職員体制を配置すること。また、大規模事業等においても、ボランティアや職員のみでの運営が行えるよう計画すること。

（２） 地域子育て支援センター「にこにこ」

① 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する者を常時２人以上配置すること。
② 地域子育て支援センターの開設時間以外に同じ職員が山田児童館職務を兼務することを可とする。
③ 山田児童館と連携型の地域子育て支援センターであるため、事業等にて増員が必要な場合は山田児童館職員のバックアップを受け、業務に支障のない職員体制とすること。

別紙１　　施設一覧

No.	施設名	定員	所在地	電話番号	受入対象小学校	土曜保育拠点	実施場所
1	佐原児童クラブ	各40	千葉県香取市佐原イ1800	0478-54-4925	佐原	○	旧学校校舎
2	佐原第2児童クラブ						旧学校校舎
3	佐原第3児童クラブ						旧学校校舎
4	佐原第4児童クラブ						旧学校校舎
5	佐原第5児童クラブ						旧学校校舎
6	東大戸児童クラブ	35	千葉県香取市大戸877 東大戸小学校内	0478-55-0222	東大戸		余裕教室以外の学校施設
7	わらびが丘児童クラブ	40	千葉県香取市九美上29-1 わらびが丘小学校内	0478-79-8010	わらびが丘		学校の余裕教室
8	竜成児童クラブ	40	千葉県香取市観音486 竜成小学校内	0478-79-5588	竜成		学校の余裕教室
9	瑞穂児童クラブ	25	千葉県香取市堀之内1770-96 瑞穂小学校内	0478-52-1550	瑞穂		学校の余裕教室
10	新島児童クラブ	35	千葉県香取市加藤洲681-1 新島小学校内	0478-56-3122	新島		学校敷地内専用施設
11	香取水の郷児童クラブ	35	千葉県香取市津宮712-2	0478-57-0818	水の郷 香取(送迎)		旧幼稚園
12	北佐原児童クラブ	30	千葉県香取市佐原ニ1676 北佐原小学校内	0478-79-0606	北佐原		学校の余裕教室
13	小見川中央児童クラブ	35	千葉県香取市小見川94 小見川中央小学校内	0478-82-2060	小見川中央 小見川東(送迎)		学校の余裕教室
14	小見川中央第2児童クラブ	30	千葉県香取市小見川94 小見川中央小学校内	0478-82-2300			学校の余裕教室
15	小見川中央第3児童クラブ	各40	千葉県香取市小見川94 小見川中央小学校内	0478-82-2120		○	学校敷地内専用施設
16	小見川中央第4児童クラブ						学校敷地内専用施設
17	小見川中央第5児童クラブ	30	千葉県香取市小見川94 小見川中央小学校内	0478-79-8899			学校の余裕教室
18	小見川西児童クラブ	40	千葉県香取市内野35 小見川西小学校内	0478-82-6200	小見川西		学校敷地内専用施設
19	小見川北児童クラブ	35	千葉県香取市富田800 小見川北小学校内	0478-82-2061	小見川北		学校の余裕教室
20	山田児童クラブ	各40	千葉県香取市長岡1307-1 山田児童館内	0478-78-3332	山田（送迎）	○	児童館
21	山田第2児童クラブ						児童館
22	栗源児童クラブ	40	千葉県香取市岩部5025 栗源小学校内	0478-75-1500	栗源		学校敷地内専用施設
23	山田児童館		千葉県香取市長岡1307-1	0478-78-1050			児童館
24	地域子育て支援センター「にこにこ」						児童館

※土曜保育は3拠点にて実施。
(1)No.1～No.6、No.9～No.12が佐原児童クラブ
(2)No.13～No.19が小見川中央第3児童クラブ
(3)No.7・8、No.20～No.22が山田児童クラブ

※小学校敷地内または近隣に児童クラブが未整備である２校において、送迎による児童の受入れを実施。送迎業務は香取市にて手配。

別紙 2

警報発令時の対応について（学校の授業日）

① 児童が登校する前に「警報」の発令がされている場合

区　　分	学校の対応	児童クラブの対応
午前 6 時の時点で警報が発令されている場合	基本的に自宅待機	休所
警報が解除されて登校となった場合	学校ごとに登校時間が異なる場合あり	平常どおり開所
警報が解除されずに休校となった場合	休校	休所
警報は解除されたが、学校判断により休校となった場合	休校	休所

② 児童が登校後に「警報」が発令された場合

区　　分	学校の対応	児童クラブの対応
下校時刻前に警報が解除された場合	授業継続	平常どおり開所
	通学路の安全確保確認後に下校	①給食が出る場合　　開所
		②給食が出ない場合　休所
下校時刻になっても解除されない場合	学校待機もしくは引き渡し	休所

③ 児童が登校後に「警報」の発令が予想されるなど今後の災害発生が懸念される場合

区　　分	学校の対応	児童クラブの対応
台風接近などで災害発生が懸念される場合	授業を切り上げ集団下校	①給食が出る場合　　開所
		②給食が出ない場合　休所
	引き渡し	休所

別紙３（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブ業務分担区分等一覧

1.　業務分担区分

項目	業務内容	受注者	市
事業全般	事業運営の総括	○	
	児童の利用状況等の管理	○	
	児童の健康管理	○	
	保護者との連絡調整	○	
	学校、地域、その他関係機関との連携調整	○	
	送迎児童の欠席確認・連絡	○	
	児童の通所補助・交通安全指導	○	
	年間計画及び月間計画の作成	○	
	おやつの発注・管理	○	
	長期休業日の弁当注文サービス	○	
	入所説明会の開催	○	
	入所申請書等の受付	○	
入所審査等	入所審査		○
	入所決定通知		○
	退所届の受付	○	
	当初入所申請データ入力	○	
保育料	保育料の決定		○
	保育料の収納管理	○	
	保育料の滞納整理	○	○
支援員等	支援員等の募集、採用、配置	○	
	支援員等の勤務状況管理	○	
	支援員等の研修会の実施	○	○
	支援員等の健康管理	○	
	支援員資格取得に係る研修への参加	○	○
施設管理	施設内の日常的な除草・清掃	○	
	施設・設備の日常点検	○	
	市有建築物定期点検	○	○
安全管理	食中毒及び感染症等予防、発生時の対応	○	○
	非常災害対策マニュアルの作成	○	○
	避難及び消火訓練の実施	○	
	災害及び事故発生時の対応	○	○
	重大事故発生時の対応	○	○
苦情	苦情対応	○	△
上記以外の事項		協議事項	

※△協力

2.　費用負担

項目	業務内容	受注者	市	保護者
給与	支援員・補助員・事務局等の給料等	○		
旅費	研修旅費、出張旅費等	○		
需用費	消耗品費	○		
	医薬品費	○		
	保育用品費	○		
	教材費、図書購入費	○		
	光熱水費		○	
	会議用飲食代	○		
	おやつ代			○
	長期休業日の弁当注文サービス弁当代			○
	資料印刷、写真現像等	○		
	電話・通信・ファックス料金		○	
	保育料等収納に係る手数料	○		
修繕料	簡易な修繕(年 30 万円未満)	○		
	大規模な修繕		○	
委託料	保守点検、警備、清掃		○	
報償費	研修会の講師謝礼等（法人主催）	○		
保険料	児童の傷害保険			○
	賠償責任保険	○	○	
上記以外の費用		協議事項		

※上記に記載されない業務内容は、別途協議する。

※放課後児童クラブの整備状況により費用負担が変更になる場合は、別途協議する。

別紙４（山田児童館・地域子育て支援センター「にこにこ」）

児童館業務分担区分等一覧

1.　業務分担区分

項目	業務内容	受注者	市
事業全般	事業運営の総括	○	
	来館者利用申請書の受付・管理	○	
	来館者の利用状況等の管理	○	
	児童館利用申請の受付・許可	○	○
	年間事業計画の作成（行事）	○	
	事業の運営開催	○	
	安全な遊びの指導や補助	○	
	子育て親子の交流及び交流の促進	○	
	気軽にかつ自由に交流できる場の提供	○	
	年齢に合わせた遊具、備品などの提供	○	
	安全に関する注意力や危険回避能力等の指導	○	
	児童の自主性、社会性及び創造性形成のための支援	○	
	障害児童の利用における来館者との交流	○	
	来館者相互に支障を及ぼさないための配慮	○	
	子育てに対する不安や悩みを抱える保護者からの相談対応	○	
	不安や悩みを抱える児童からの相談対応と居場所づくり	○	
	関係機関との連絡調整	○	○
	各種ボランティアとの連携	○	
	広報紙の発行（月１回及び随時）	○	
	ホームページ・広報等への情報掲載	○	○
	見学・実習・職場体験学習等の受入	○	
	児童館運営協議会の開催	○	○
職員等	児童厚生員・補助員の募集、採用、配置	○	
	児童厚生員・補助員の勤務状況管理	○	
	児童厚生員・補助員の研修会の実施	○	
	児童厚生員・補助員の健康管理	○	
	児童厚生員資格取得にかかる研修への参加	○	△
施設管理	入退館時の施錠等、鍵の管理	○	
	施設内外の軽微な清掃・害虫駆除、除草等	○	
	施設・設備・備品・遊具等の日常点検	○	
	市有建築物・設備等の定期点検	○	○

別紙４（山田児童館・地域子育て支援センター「にこにこ」）

項目	業務内容	受注者	市
安全管理	緊急時対応マニュアルの作成	○	
	避難及び消火訓練の実施	○	
	災害及び事故発生時の対応	○	○
	重大事故発生時の対応	○	○
苦情	苦情対応	○	△
上記以外の事項		協議事項	

※△協力

2.　費用負担

項目	業務内容	受注者	市
報酬	児童館運営協議会委員報酬		○
給与	児童厚生員・補助員・事務局等の給料	○	
旅費	研修旅費、出張旅費等	○	
需用費	消耗品費	○	
	医薬品費	○	
	保育用品費	○	
	教材費、図書購入費		○
	光熱水費		○
	電話料金		○
	燃料費（LP ガス）		○
	コピー機印刷費		○
	児童館運営協議会食糧費		○
修繕料	簡易な修繕（年 20 万円未満）	○	
	大規模な修繕		○
委託料	保守点検、警備、定期清掃、一般廃棄物処理		○
	除草（年 3 回程度）	○	
報償費	研修会の講師謝礼等（法人主催）	○	
保険料	来館者の傷害保険料	○	
	賠償責任保険	○	○
賃借料	土地借上料		○
	機器借上料		○
	放送受信料		○
負担金	千葉県児童館連絡協議会負担金		○
上記以外の費用		協議事項	

※上記に記載されない業務内容は、別途協議する。

※児童館の整備状況により費用負担が変更になる場合は、別途協議する。

別紙５

香取市山田児童館事業内容について（事業の詳細）

住所	〒289-0414　香取市長岡1307-1
電話	0478-78-1050
開館日時	火曜日から日曜日まで　9:00から17:00まで
閉館日	月曜日・祝日の翌日・年末年始（12/28から1/4まで）
実施目的	児童館は児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の1つで、児童に健全な遊びを与え健康を増進するとともに情操を豊かにし、遊びを通して子どもと長期的・継続的に関わり心身の発達を促す。また、地域住民や子どもに関わる関係機関と連携することで、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めていくことを目的とする。
対象者	・18歳未満の児童及びその家族（小学校就学前の者には付き添い必要） ・児童館の健全なる育成に関係のある団体
事業内容	来館者の対応のほか、年間を通して以下の季節行事や各種教室等を実施すること。 **●季節行事　年12回程度開催　※行事開催前参加者募集** 子どもたちが一つのことを皆で協力してやり遂げることにより絆を深め、身近な材料を使うなど創意工夫を育み、地域での思い出作りになることを目的としている。1年を通じて季節を感じられるイベントを実施し、子どもから大人まで参加でき、ボランティアの協力も含め地域一体として開催することが望ましい。 **●市主催イベントへの参加・開催　年2回程度開催　※行事開催前参加者募集** 毎年5月のゴールデンウィーク開催の「鯉のぼりまつり」に出店し、子ども参加型のレクレーション、ゲームを実施。また、毎年11月３日開催の「山田ふれあいまつり」と同時に「児童館まつり」を開催し、来場者向けのイベントや、活動団体による発表会等を行う。 **●自然体験（里山であそぼう）　第3土曜日　年6回程度開催　※年度当初参加者募集** インターネットやゲームでは味わえない身近な自然と触れ合うことで、子どもの道徳心や正義感が育まれるほか、年齢の異なる子どもたちが一緒に活動することで協調性を身に着けていくことを目的とする。 **●工作教室（作って遊ぼう教室）　第2土曜日　年10回程度開催　※年度当初参加者募集** 様々な物を作成していく中で知的好奇心を刺激し、思考力、表現力を豊かにすることを目的とする。 **●料理教室（ちびっこ料理教室）　第4土曜日　年10回程度開催　※前期・後期参加者募集** 様々な料理を作るなかで、皆と作る楽しさ、食べることの喜び、美味しさを感じてもらい、食の大切さに関心をもってもらうことを目的とする。 **●幼児運動教室（うんどう遊びひろば）　第1土曜日　年10回程度開催** 幼児の身体的発達や健康を促進するための楽しい活動を提供することで、幼児期における基本的な運動能力の向上を図り、バランス感覚やコーディネーションの発達を促すことを目的とする。 **●読み聞かせ（絵本のひろば＆折り紙）　第2.4日曜日　年24回程度開催　※随時参加可** 親子で絵本の読み聞かせに参加してもらうことにより、子どもの想像力や言語能力が高まり感情豊かになるほか、親子の触れ合いにより親のストレスの軽減を図ること等を目的とする。 **●伝統文化教室（けん玉教室）　第3木曜日　年12回程度開催　※随時参加可** 日本の昔ながらの遊びや伝統文化に触れる教室を行うことにより、子供たちに地域の文化や歴史を学ぶ機会を提供し、それらを理解し尊重する心を育むことを目的とする。 **●工作教室（切り絵教室）　第1日曜日　年12回程度開催　※随時参加可** 指先を使う細かな作業により脳を活性化し、集中力が養われることを目的とする。また、出来上がった作品に達成感と喜びを感じてもらう。 **●季節の製作教室（季節の製作・フォトブース）　随時開催　※随時参加可** その時期にあった折り紙工作等を行い、季節イベントに関する飾りつけをしたフォトブースを設置することで、季節を感じてもらうことを目的とする。 **●相談・情報提供等の対応　※随時対応** 子育てに関する相談や地域の子育て関連の情報提供等を行う。

※（）内は既存の事業、教室名

別紙６

香取市子育て支援センター「にこにこ」事業内容について（事業の詳細）

住所	〒289-0414　香取市長岡1307-1
電話	0478-78-1050
開館日時	火曜日から金曜日まで　9:00から12:00まで
閉館日	月曜日・土曜日・日曜日・祝日の翌日・年末年始（12/28から1/4まで）
実施目的	子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）は児童福祉法第6条の3第6項に基づき、市町村が実施する事業で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感、不安感の増大等に対応するため、地域の子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちと親の子育てに対する精神的サポート、保護者同士の交流を支援することを目的とする。
対象者	・妊婦、就学前児童及びその保護者
事業内容	来館者の対応のほか、年間を通して以下の季節行事や各種教室等を実施すること。 **●（おやこふれ愛ひろば）　第3金曜日　年10回程度開催　※随時参加可** 0歳から未就学の子どもとその家族を対象とし、広く安全な場所で親子で体を動かすことで、心と体の両方の調和を図り、親子のコミュニケーションを深め、思い出に残る楽しい時間を過ごしてもらうことを目的とする。 **●（バブちゃんサロン・ほっとサロン）　第1.3火曜日　年24回程度開催　※随時参加可** 妊婦・0歳から1歳6ヶ月までの子どもとその家族を対象に、みんなでゆったりとおしゃべりをしながら、親子のふれあいや、保護者同士の仲間づくりを行い、子育てに関する疑問や不安の解消を目的とする。 **●（からだであそぼう）　第2.4木曜日開催　年24回程度開催　※随時参加可** 未就園の1歳から4歳までの子どもとその家族を対象に、親子でスキンシップをとりながら身体を動かすことを目的とする。歌やリズムに合わせて表現することは、子どもの豊かな感性を育むものであり、時には屋外で季節を感じながらのびのびとした時間を過ごしてもらう。 **●（にこにこクラブ）　毎週水曜日　年48回程度開催　※随時参加可** 未就園の1歳から4歳までの子どもとその家族を対象に、さまざまな遊び（工作・運動等）を通して物事に興味を持たせ、集団での生活を経験してもらうことにより、子ども同士の友達感覚を育むことを目的とする。親子の遊び場、保護者同士の交流の場として楽しんでもらう。 **●外部講師行事　　年6回程度** 未就園の1歳から4歳までの子どもとその家族を対象とした外部講師を招いた行事を行うことで、子どもと親が新しいスキルや知識を直接専門家から学ぶことができ、貴重な体験を得ることができる。普段、児童館で得られない知識や経験を学べる場を設けることで、子育て環境の改善や子どもの発想力を育むことを目的とする。 **●相談・情報提供等の対応　※随時対応** 子育てに関する相談や地域の子育て関連の情報提供等を行う。

※（）内は既存の事業、教室名